

# 新座市新型コロナウイルス等対策本部会議（第62回）

日時：令和5年3月7日（火）

午後1時30分～

場所：庁議室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改正  
（国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定 令和5年2月10日）の概要について
- 3 議題  
新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク着用の考え方の見直しについて
- 4 その他
  - ・ 令和5年度新型コロナワクチン追加接種について
  - ・ 保健センターにおける新型コロナウイルス感染症対策について
  - ・ 傷病手当金及び傷病見舞金の今後の予定について
- 5 閉 会

# 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改正

(国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定 令和5年2月10日) の概要

## 1 マスクの着用について

- (1) 個人の主体的な判断に委ねる (令和5年3月13日から)。
- (2) (1)に関わらず学校における上記取扱いについては、令和5年4月1日から適用する (例外：卒業式)。
- (3) (1)に関わらず、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。また、高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

## 2 その他の感染対策について (3月13日~5月7日)

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (以下「基本的対処方針」という。) において、「マスクの着用」を除く基本的な感染対策については依然として重要とされている (変化なし。)

すなわち、これまで行ってきた「3つの密 (『①密閉空間 (換気の悪い密閉空間)』、『②密集場所 (多くの人々が密集)』、『③密接場面 (互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話など)』) の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、

「換気」等の感染対策は**変化なし**。

### 3 新型コロナウイルスの**感染症法上の位置付け**

「**2類相当**」→「**5類**」（**令和5年5月8日から**）

- (1) 新型インフルエンザ等特別措置法の対象外となる（緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発出の対象外）。
- (2) 国の新型コロナウイルス感染症対策本部は**設置の根拠**を失う（**特措法**第21条第1項）。
- (3) 国の対策本部の廃止されることから都道府県の対策本部も**廃止**となる（**特措法**第25条）。
- (4) 基本的対処方針及び業種別ガイドラインは**令和5年5月8日**をもって**廃止**となる（令和5年2月10日改定の基本的**対処**方針に明記）。

### 4 今後の新座市新型インフルエンザ等対策本部について

- (1) 4月中旬を目途に開催し、5月8日以降（新型コロナが5類となって以降）の市の対応について決定
- (2) 国の新型コロナウイルス感染症対策本部及び埼玉県の新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止を受け、本市対策本部も**廃止**とする。

## 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク着用の考え方の見直し

### 1 政府の方針

- ・ 政府は令和5年1月27日に同年5月8日から新型コロナの感染症法上の位置付けを2類から5類に引き下げることを表明した。
- ・ 同年2月10日付け新型コロナウイルス感染症対策本部において、マスク着用の考え方の見直し等について決定されるとともに、基本的対処方針が変更された。
- ・ 政府は同年3月13日からマスク着用の考え方の見直し、個人の判断に委ねることとしている。

### 2 市の対応

#### (1) 現在

全職員が常時マスクを着用し職務に当たる（令和2年4月8日付け事務連絡）。

#### (2) 令和5年3月13日以降

マスク着用は個人の判断に委ねる。

ただし、国及び県の方針に基づき以下ア～オの効果的な場面ではマスク着用を推奨する。

また、その他の感染対策は継続して実施する。

ア 医療機関受診時

イ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

ウ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（当面の取扱）

※ 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

- エ 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時
- オ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者が勤務する時
- ※ 症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、外出を控え、通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。
- ※ 個人の意思に反してマスクの脱着を強いることのないよう注意する。

### 3 補足

- ・その他の感染対策は、同年5月8日から感染症法上2類から5類へ引き下げられることに伴い、廃止等を検討中。
- ・詳細は、後日改めて通知予定。

# 1 令和5年度新型コロナワクチン追加接種について

## ● 4月以降の接種イメージ

		5～8月	9～12月
対象者	高齢者や持病のある人、医療従事者など	先行接種	全世代対象
	12～64歳の人		
	5～11歳の小児	重症化リスクが高い場合、先行接種可能	
使用するワクチン		オミクロン株対応が基本	変異株の状況などから今後決める

本日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の審議を経て、最終的な結論を得ることとしている。

**【参考】****新型コロナワクチンの接種状況について（令和5年2月27日時点）**

本市の新型コロナワクチン接種状況（令和5年2月27日時点）は下記のとおり

**オミクロン株対応ワクチン**

12歳以上（対象者）	126,975人	
接種人数	71,702人	接種率56.47%
65歳以上（対象者）	39,806人	
接種人数	32,408人	接種率81.41%
60歳以上（対象者）	47,727人	
接種人数	37,599人	接種率78.78%

## 保健センターにおける新型コロナウイルス感染症対策について

### 【令和4年度で終了するもの】

- 自宅療養者への食料品等支援  
令和4年度末の配送をもって終了
- 妊婦に対する抗原検査キットの配布  
令和4年度末の妊娠届出をもって終了
- 妊婦通院支援金  
令和4年度末の申請をもって終了

### 【令和5年度に延長するもの】

- 公共施設等で感染者が発生した場合における検査（PCR検査キットの配布）  
在庫又はPCR検査キットの有効期限をもって終了（購入は令和4年度で終了）  
※令和5年2月末時点の在庫は126個、有効期限は全て令和5年7月9日

# 傷病手当金及び傷病見舞金の今後の予定について

国民健康保険の被保険者の被用者を対象とした**傷病手当金**の国の財政支援が令和5年5月7日で終了。

→ 令和5年5月8日以降は支給を終了する。

本市独自の施策として、傷病手当金の対象とならない自営業者に対して支給する**傷病見舞金**についても、併せて終了する。

※ 傷病見舞金は令和5年4月1日から支給金額を20万円から10万円に引下げ。  
(令和4年12月議会で条例改正)

※ 令和5年5月7日以前の対象者については、時効成立までの2年間は申請を受け付ける。